

ふれあい教室利用料の減免申請について

ふれあい教室利用料減免制度を利用される場合は、減免適用の開始を希望する月の末日までに
 青少年育成課へ「なわてふれあい教室利用料還付・減免申請書」と添付書類を提出してください。
 ただし、ご提出いただいても、減免要件を満たさない場合は、減免が適用されません。

減免額	減免要件	添付書類(発行先)
ぜんがく 全額 (利用料0円)	せいかつほごほう 生活保護法による被保護世帯	せいかつほごじゆきゆうしょうめいしょ ○生活保護受給証明書 しやくしよせいかつふくしか (市役所生活福祉課)
りようりょうえん (利用料0円)	とうがいねんどぶん 当該年度分の市民税非課税世帯 ひとり親世帯等	げんせんちようしゆうひよう ○源泉徴収票(勤務先)
わり 6割 (利用料2,800円)	じょうきのぞ 上記を除き とうがいねんどぶん 当該年度分の市民税非課税世帯	かくていしんこくしよひか ○確定申告書控え きんむちかんかつぜいむしよ (勤務地の管轄の税務署)
わり 4割 (利用料4,200円)	じょうきのぞ 上記を除き ぜんねんどぶん 前年度分の所得税非課税世帯	のうちいずれか ※いずれも令和4年中の所得を 示したものの(令和5年度課税分)

【注意】

- 6月までは令和5年度住民税額が未確定のため、税務課での課税証明は発行できません。
- 令和5年1月1日時点の住所が四條畷市ではない場合、締切までに申込書のみ提出いただき、6月中に、令和5年1月1日にお住まいだった市町村で課税証明を発行し、追加でご提出ください。
- 根拠書類が揃えられず申込書のみのご提出となった場合は、年度当初は減免却下となりますが、住民税確定後に再審査し、変更になった場合は文書で通知いたします(再度の申請は不要です)。
- 兄弟利用による減免については申請不要です。
- 年度途中で課税状況が変更になった場合は、青少年育成課までご連絡をお願いいたします。(税務課等への申告だけでは、自動的に変更になりません。)